

北海道告示第10900号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年6月13日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>○持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 畑作産地の持続的発展を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業者 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会 民間事業者 コンソーシアム 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人</p>	<p>市町村等が持続的畑作生産体系確立緊急支援事業を行う場合に要する経費 1 国産需要の高い作物の生産拡大等支援 (1) 種ばれいしょの新産地形成支援 (2) 種ばれいしょ生産の省力技術確立 (3) 種ばれいしょの安定供給対策 (4) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大 (5) ばれいしょ産地モデル育成推進 (6) ばれいしょ保管施設等整備 (7) 豆類等の安定生産対策 (8) 持続的な生産・流通体系確立 (9) 労働負担軽減対策 (10) てん菜から需要の高い作物への転換支援 2 環境に配慮した生産体系確立支援 環境に配慮した地域生産モデル確立</p>	<p>定額 (ただし、1の(1)、(5)、(10)の一部及び1の(6)、(9)の取組にあつては1/2以内)</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第216号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第216号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	<p>総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	